

経済再生と両立する財政健全化に向けて
～ 「骨太方針2013」・「平成26年度予算の全体像」の
フォローアップを踏まえて ～

(説明資料)

平成26年10月21日

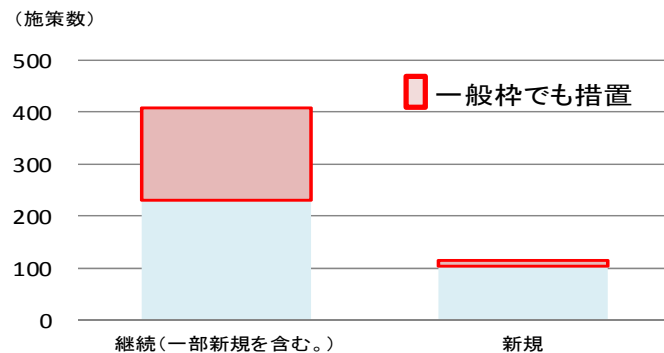
伊藤 元重
榊原 定征
高橋 進
新浪 剛史

1. フォローアップ結果から～「新しい日本のための優先課題推進枠」の採択案件を中心に～

□ フォローアップ結果

- －推進枠で採択された施策のうち約8割が継続的的案件、約4割が事業内容を分けて一般枠でも措置。
 - －金額の大きい公共事業等では、大きく査定することが見込まれる推進枠で緊急性の高い施策を中心に要求し、平成25年度補正予算で予算を確保した例もみられる。
- ## □ 裁量的経費の一般枠の要求額は10%削減されるため、相当な絞り込みを行わなければならない。また、推進枠も一般枠に比して、要求額に対する歩留まりが低い。推進枠も本来の「予算の重点化」というよりも、予算確保のための手法となっている可能性。
- ## □ 行政事業レビューに掲げる大きな目標と個別予算が目指す目標との間の関係性が明らかでなく、このため、予算の経済的効果が不明なものが多い。中間目標を設定させるなどにより、政策効果を検証できるように早期に改善すべき。

図1. 平成26年度予算「新しい日本のための優先課題推進枠」で措置された施策



(備考) 1. 内閣府資料により作成。
2. 施策に対応する行政事業レビューシートの登録があった施策を集計。

図2. 公共事業等の施策の平成25年度補正予算、平成26年度予算(一般枠、推進枠)における措置の例

【ケース1】

- 要求:
 - 推進枠: 緊急性の高い施策等を計上 ⇒ 推進枠の趣旨に叶うが、歩留まりが悪い
 - 一般枠: 定常的に継続すべき事業 ⇒ 要求段階で10%削減されるが継続的事业を確保



- 緊急案件を補正予算で手当

【ケース2】

- 要求:
 - 推進枠: 再来年以降本格化する事業を計上 ⇒ 推進枠の趣旨が必ずしも明確ではないが、歩留まりの悪さに対応
 - 一般枠: 26年度に必ず実行しなければならない事業を計上 ⇒ 事業の進捗を確保



- 実行予定の事業のうち、前倒し可能な事業を補正予算で手当

2. 重点化、効率化の仕組みの構築に向けて

- 最近15年間に編成された補正予算は総額合計約41兆円(歳出予算額合計の7%超)。また、補正予算の大半が1月以降に成立しており、繰越しやすい公共事業、地方交付税交付金が約2割ずつを占める。(※世界金融危機や東日本大震災等の影響を受けた2009年度、11年度、12年度を除く)
- 補正予算の常態化、繰越額の巨額化の中、補正予算に関する財政規律が明確でない。また、「クラウドニング・アウト」や財政の急激な変動を避けるための公的資金全体の支出動向の管理が不十分。
- 財政健全化を推進するため、以下の取組を強化すべき。
 - ① 補正予算を含め財政・歳出規律を強化すべき(例えば、次ページのスウェーデンの例を参照)。
 - ② 中期の歳出管理に重点を置くべき(社会保障関係費が聖域化しないよう、「自然増」の範囲で要求するシーリングに、例えば、複数年での(病床再編等の)計画による医療費の適正化や薬価の毎年の市場価格の下落を反映させる、非社会保障関係費では、中期の歳出限度管理を導入する等、を検討すべき)。

図1. 補正予算の規模

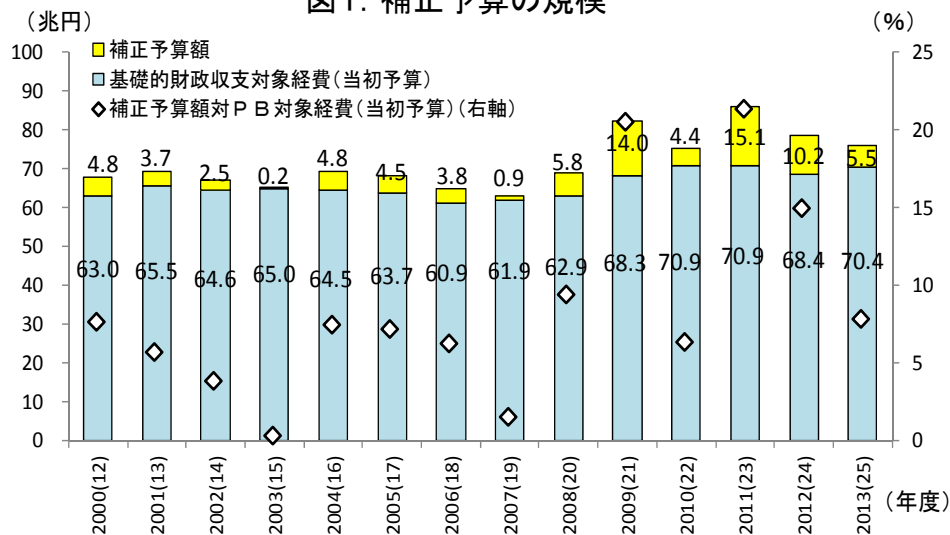
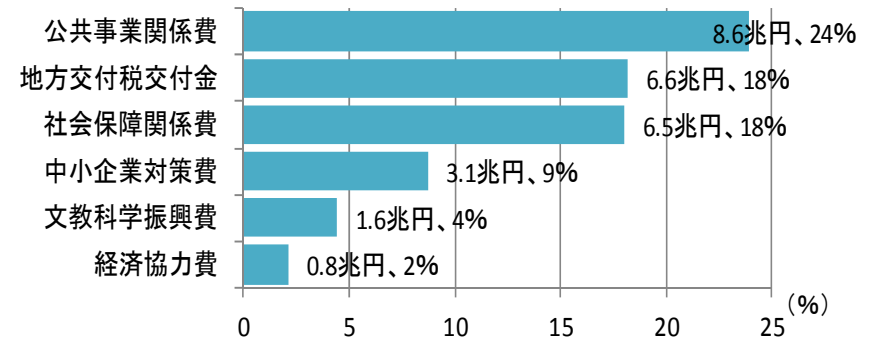


図2. 補正予算の主要経費別内訳
(2001年度~13年度合計36兆円の内訳)



(備考) 財務省補正予算の説明資料より作成。09年度、11年度、12年度を除く。補正予算合計額に対する主な経費の割合。国債費(合計24兆円減額)のほか、その他の事項経費等は割愛。公共事業関係費には改革推進公共投資事業償還時補助(04年度05年度)を含む。

(備考) 財務省「我が国の財政事情」(平成25年12月)より作成。基礎的財政収支対象経費は当初予算ベースの計数

3. 経済再生と両立する財政健全化に向けて(中長期的なマクロとの整合性)

- これからの10年は、団塊の世代が後期高齢者に突入するなど人口動態に大きな変動を迎える政策的に極めて重要かつ難しい期間。以下の取組を通じて、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」の“三方よし”を実現すべき。
- 基礎的財政収支目標について節目の年度(2015年度、2020年度)を設定するだけでは、計画的支出や歳出抑制の取組に不十分。2020年度のPB黒字化に向けては具体的な道筋を早期に明らかにすべき。2020年の先をも見据え、社会保障費、非社会保障費、地方財政経費について、10年展望を明示し、予測可能性を高めるべき。定期的の実績を検証、乖離していれば要因を検証し所要の修正措置につなげていくべき。
- 諸外国では分野や省庁別に向こう3~4年間の歳出上限を設定する仕組みなど、様々に工夫を重ねている。諸外国の経験も踏まえ、各省庁や主要政策分野において、歳出抑制インセンティブが働く仕組み、効率的な歳出を促す仕組みの導入を検討すべき。

図表. 諸外国における歳出抑制のための制度的枠組みの例

英国	<p>省庁別歳出限度額(裁量的・政策的経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3~4年ごとに歳出の見直し計画(Spending Review)を策定。 ・財務大臣(委員長)と各省大臣から成る委員会が、財務省と各省の議論に基づき、各省庁の向こう3~4年間にわたる歳出限度額を設定。委員会が内閣に3~4年間の歳出計画を助言。 ・各省庁はこの歳出限度額を踏まえて各年度の予算を編成。 <p>各年度管理歳出(義務的経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済社会環境変化等を考慮して各年度査定。社会保障関係支出の一部は2015年度以降シーリングを設定
スウェーデン	<p>3カ年予算フレーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、3年後までの歳出総額の各年の上限(シーリング)を設定。シーリングの枠内で(省庁ごとではなく)27の歳出分野ごと(※)に予算上限額を決定。補正予算はシーリングの枠内で設けられた予備費を活用。 <p>※経済財政運営、関税、法務、国際協力、国防、移民、医療、生活保障(障害者、高齢者、家族・子ども)、男女平等、労働、奨学金、教育・学術的研究、文化、住宅、地域経済、環境、エネルギー、運輸通信、農業・食糧、産業・貿易、地方交付金、利払費、EU拠出金、管理費の27分野(スウェーデン政府HP英語版より作成)</p>

(備考)財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会資料・同「海外調査報告書」2014年7月より作成。